

# 第7章 資料編

## 男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

# 荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例

平成 15 年 12 月 22 日条例第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 13 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第 14 条—第 21 条）

第 3 章 荒尾市男女共同参画審議会（第 22 条—第 28 条）

第 4 章 雑則（第 29 条）

附則

人はすべて生まれながらにして平等であり、個人として尊重されなければなりません。この理念に基づき、本市では、これまでに培ってきた伝統や文化を踏まえながら、男女が互いに認め合い、理解し合い、共に生きる共生社会を目指して様々な取組を進めています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行がいまだに根強く残っており、男女の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしている現状があります。

このような状況の中、本市においては、少子高齢化が急速に進んでおり、より豊かで活力ある荒尾市を築いていくためには、市民の暮らしを原点とし、市民を取り巻く社会環境の変化を見つめながら、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が重要な課題となっています。

そこで、市民一人ひとりがこのまちを誇りに思い、真に豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現を本市の重要課題と位置付け、市、市民及び事業者が協働し、一体となった取組を進めるため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に居住する者並びに在勤及び在学する者をいう。

（4）事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（男女の生涯にわたる健康の確保）

第 7 条 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの性に関する理解を深めるとともに、個人の意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 8 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（市、市民及び事業者の協働）

第 9 条 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されるこ

とを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)の通り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念の通り、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念の通り、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第13条 何人も、社会のあらゆる場において、性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第14条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、荒尾市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第15条 市は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16条 市は、広報活動を通じて、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、学校教育、社会教育その他の教育において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権を侵害されたことについて、苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制の整備に努めるとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に当たるものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 荒尾市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第22条 市長の附属機関として、荒尾市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
  - (2) 市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情の処理に関する事項
  - (3) 市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第25条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、保健福祉部人権啓発課において処理する。

一部改正〔平成16年条例3号・18年2号・19年11号・22年1号〕

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき定められた男女共同参画計画は、第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成16年3月30日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 用語の解説

計画書本編中の※印について、解説は下記のとおりです。

用語	説明
<b>あ行</b>	
アンコンシャス・バイアス	無意識の思い込みや偏見のこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていく。
SDGs	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なもの。
NGO	Non-governmental Organization (非政府組織)の略称で、もともとは国連の場で政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉が広まったもので、最近では、NGOは開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府非営利組織を指すのに使われている。
LGBT	性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つ。 性的指向に関して女性の同愛者(レズビアン)、男性の同愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシャル)及び、性自認に関して「身体の性」と「心の性」が一致せず、「身体の性」に違和感を持つ人(トランスジェンダー)の頭文字をとって組み合わせた言葉。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
<b>か行</b>	
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
くまもと「親の学び」プログラム	熊本県教育委員会が実施している事業。参加者同士の話し合いや振り返りなどを通じて、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうためのプログラム。
熊本メディカルネットワーク	利用施設(病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護施設等)をネットワークで結び、参加者(患者さん)の診療・調剤・介護に必要な情報を共有し、医療・介護サービスに活かすシステム。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
<b>さ行</b>	
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星(サテライト)のように存在するオフィスとの意から命名された。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

用語	説明
ジョブローテーション	定期的な職場の異動や職務の変更。職員・社員の能力向上や柔軟な働き方の実現を目的として、戦略的な部署・職務異動を行うこと。
性的指向・性自認（性同一性）	性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「S O G I」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「L G B T」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。
<b>た行</b>	
畜産ヘルパー制度	労働の周年拘束性の緩和と労働時間の短縮を図るため、ヘルパー利用組合を設立し、畜産経営者に替わりヘルパーによる飼養管理作業や搾乳作業等を行うもの。
DV	ドメスティック・バイオレンスのこと。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。
テレワーク	I C T（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
<b>な行</b>	
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保する事業。日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするボランティアのこと。
認定農業者制度	農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等（複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。
<b>は行</b>	
ハラスメント	性別や年齢、性自認、性的指向、職業、人種、民族、国籍、宗教、社会的出自、身体的特徴などの属性や人格に対して、言動などによって相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけ人権を侵害する行為のこと。 優越的な立場等を利用して身体的又は精神的に苦痛を与える行為や本人の意に反する性的な内容の発言や性的な行動によって不利益や精神的苦痛をもたらす行為、職場等で行われる上司・同僚からの妊娠・出産したことや育児休業、介護休業等の利用に関する言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害される行為等、ハラスメントの内容は多岐に渡る。

用語	説明
ファミリーサポートセンター	子育てを応援したい人(協力会員)と子育てを応援してほしい人(利用会員)が、それぞれセンターに会員として登録し、子どもの預かりなどの子育て支援を行う会員組織のこと。
<b>や行</b>	
ユニバーサルデザイン	障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などが社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないため、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方をもとに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。
<b>わ行</b>	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和の意。誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる社会を実現することは、国民一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようにする観点から、また、我が国社会経済の長期的安定を実現する観点から、重要な課題となっている。

## 審議会名簿

氏名	所属・役職
◎ まつお くにひろ 松尾 州裕	まつおレディースクリニック理事長
たかお さちこ 高尾 幸子	元熊本県男女共同参画推進員
こが のりつぐ 古賀 倫嗣	放送大学熊本学習センター客員教授／熊本大学名誉教授
なかたけ みゆき 中竹 美由紀	女性経営者(BLUE MOON代表)
うえだ けいこ 上田 恵子	元荒尾市地域おこし協力隊
○ とみした 冨下 みどり	荒尾市校長会(緑ヶ丘小学校校長)
ふるた てつろう 古田 哲朗	弁護士(ふるた法律事務所)
やぶうち かよこ 藪内 佳代子	合同会社 縁合代表(熊本県男女共同参画推進事業者表彰)
たまや ひろゆき 玉屋 宏進	(医)有働会 有働病院 事務長 (熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業修了生)
くすはら ともこ 楠原 とも子	女性ネットワーク荒尾

会長は◎ 副会長は○

(令和4年3月末時点)

第4次荒尾市男女共同参画計画  
令和 4年 3月

---

編集・発行 荒尾市 総務部総務課男女共同参画推進室  
熊本県荒尾市宮内出目390番地  
電話番号 0968-63-1139

---

# 荒尾市男女共同参画都市宣言

あなたがいる わたしがいる みんながいる

お互いを認め 理解し 支え合い

共に生きる 荒尾をめぐして

今ここに 生きている幸せを知り

これから生まれてくる 新しい生命のために

本当のやさしさで溢れる 荒尾をめぐして

男女が互いに その人権を尊重し

喜びも責任も 分かち合い

だれもが いきいきと輝く 荒尾をめぐして

わたしたちは

ここに

「男女共同参画都市」を宣言します

平成 17 年 1 月 29 日

